

令和7年 第3回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和7年3月27日(木) 午後2時00分～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員(17人)

会 長	1 番	本木下 裕一				
会長職務代理	2 番	大隣 初美				
委 員	3 番	月野 貴大		5 番	東垂水 勝秀	
	6 番	松永 克生	7 番	高江 京子	8 番	永山 明美
	9 番	福元 幸志			11 番	下之門 信洋
	12 番	山下 信一郎	13 番	大坪 幸博	14 番	桑代 純一
	15 番	栢川 明子	16 番	松村 孝徳	17 番	池田 慎
	18 番	梶山 俊孝	19 番	宮原 俊郎		

4. 欠席委員(2人)

4 番 吉崎 久男 10 番 松蘭 勝郎

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 15 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 6 議案第 16 号 農地法第 5 条許可の取消について
- 日程第 7 議案第 17 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可について
- 日程第 8 議案第 18 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日程第 9 議案第 19 号 旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 20 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日程第 11 議案第 21 号 非農地証明願について
- 日程第 12 議案第 22 号 令和7年度最適化活動の目標の設定等の承認について

- 日程第 13 議案第 21 号 事務局職員の任命について
- 日程第 14 報告 令和 7 年度農業委員会当初予算について
- 日程第 15 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 宇都 寿彦
 農政係長 折尾 武志 赤崎 隆明
 農地係長 神村 洋一 田之上 真一

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

今月の農業委員会憲章朗読は、大隣委員になりますのでよろしくお願
 いたします。

(農業委員会憲章 朗読)

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。吉崎委員，松菌委員から一身上の都合に
 より，欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 17 名で，会議の定足数に達しております。

これより令和 7 年第 3 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが，別添 1 の主要行事経過及び予定を
 ご覧いただきたいと思います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長 (諸般の報告をおこなう。)

議 長 只今の，会長・事務局長諸般の報告に対しまして，質問，御意見はござい
 ませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので，これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので，質疑，意見等発言を求める委員は，挙手のう
 え，自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により，9 番福元委員，
 11 番下之門委員を指名し，会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は，本日 3 月 27 日の 1 日間で御異議ござい

ませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 資料2ページの日程第3「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

農地係長 説明致します。3ページからでございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が67件ございました。

貸人は千葉県〇〇の〇〇〇〇さん、借人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。

貸人主導によるもの8件、借人主導によるもの59件です。地目の内訳は、田9筆10,290㎡、畑97筆143,716㎡、山林（現況畑）3筆2,755㎡の合計109筆156,761㎡で、穎娃地域25件、知覧地域33件、川辺地域9件です。

なお、各ページ一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、資料10ページの日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 説明致します。資料は11ページからになります。

今回は、新規認定2件、再認定23件です。新規認定の内訳としましては、知覧地域1件、川辺地域1件で、営農類型としましては、茶専業1件、稲作+露地野菜1件であります。

再認定の内訳としましては、穎娃地域7件、知覧地域10件、川辺地域6件で、営農類型としましては、茶専業が6件、甘藷専業若しくは甘藷との複合経営が10件、畜産業5件、その他が2件であります。

以上で説明を終わります。

議長 只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

18番委員 新規認定審議番号2番は面積拡大計画であるが、臨時雇用者数は減少するが、この計画で認定されるのですね。

農政係長 雇用者数の減少については、確認していませんが、認定に際しては認定計画書の年間農業所得、年間労働時間等に基づき行うものであります。今後、認定にあたり、雇用等適正であるか確認していきたいと思っております。

14番委員 15ページの12番の方の経営規模の単位は間違えないか。

農政係長 単位の間違いです。千羽です。

議長 他にないでしょうか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。

議長 只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思いをします。

議長 次に、資料 18 頁の日程第 5 議案第 15 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

農地係 事務局に提案説明を求めます。

農地係 説明いたします。19 頁から 32 頁の 3 条所有権移転 10 件と区分地上権設定 1 件でございます。

まずは、審議番号 1 から 10 の所有権移転でございます。

譲渡人は京都府〇〇の〇〇〇〇さんで、譲受人は福岡市の〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は、田が 3 筆 1,624 m²、畑が 37 筆 38,351 m²、合計 40 筆 39,975 m²です。理由につきましては、規模拡大 2 件、相手方の要望が 7 件、家庭菜園開始が 1 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては田が 391 千円で、畑が 38 千円から 6,050 千円程度です。10 a 当たりの取引価格の平均につきましては、226 千円でございます。

地域別では、颯娃地域 4 件、知覧地域 4 件、川辺地域 2 件です。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び 22 頁から 30 頁の調査書で審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

つづきまして、審議番号 11 の区分地上権でございます。

貸し人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんで、借り人は鹿児島市の〇〇〇〇でございます。

関連資料は 31 頁と 32 頁になります。

この案件につきましては、令和 2 年第 11 回総会におきまして区分地上権が 3 年間設定されていましたが、再申請が漏れておりまして、今回の申請となっております。

また、農地法第 5 条の地上権設定においても申請されており、後ほど審議させていただきます。

許可期間につきましては、〇〇〇〇さんが認定農業者ということで、前回の許可日の翌日であります令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日となっております。

議長 ご審議方よろしく申し上げます。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

議長 質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 15 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 15 号の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、資料 33 号の日程第 6 議案第 16 号「農地法第 5 条許可の取消について」を議題といたします。
事務局に提案説明を求めます。

農地係長 本件は、令和 6 年 11 月開催の総会において審議され、農地法第 5 条許可を受けたものですが、譲渡人が昭和 60 年頃に堆肥舎を建設したものであることから、農地法第 5 条申請でなく農地法第 4 条申請とすべき案件だったため、農地法第 5 条許可を取消すものです。
なお、後ほど 4 条許可申請案件として、36 号の 1 番で審議頂く予定となっております。
以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 16 号「農地法第 5 条許可取消について」は、申請どおり取り消しを許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって議案第 16 号に係る案件については、申請どおり取り消しを許可することに決定いたします。

議長 次に、資料 35 号の日程第 7 議案第 17 号「農地法第 4 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。
まず、現地調査員から報告をお願いします。高江委員をお願いします。

7 番委員 報告致します。
36 号の審議番号 1 番です。関連資料は 37 号から 41 号になります。
申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇番ほか 1 筆の畑、計 1,592 m²で〇〇自治会東側に位置します。
申請人は市内で農業を営んでいますが、申請地に昭和 60 年頃から、堆肥舎を整備し利用していたものです。転用の許可を得ずに整備したため、始末書が添付されています。
申請地の北側は里道、東側は農道、南側・西側は畑に接しています。現状

のまま利用し、雨水は地下浸透及び自然流下で排水路へ放流します。日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
3 番委員

次に、月野委員お願いします。

報告致します。

36 号の審議番号 2 番です。関連資料は 42 号から 46 号になります。

申請人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇番の田 1,214 m²のうち 608 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内で〇〇業等を営んでいる法人の代表個人です。申請地を会社の従業員駐車場入口部分として利用しようとするものです。

48 号の審議番号 2 番にあります 5 条の申請地である、〇〇〇番と合わせて、駐車場として一体利用するものです。

申請地の北側は市道に、西側は雑種地に、東側は里道に、南側は雑種地に接しています。現状のまま利用し、雨水は自然流下で道路側溝へ放流します。日照・通風等については、駐車場、倉庫として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号 1 番の農地区分としては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

なお、手続きを経ずに堆肥舎を整備し利用していたことにより、今回、追認での申請となったもので始末書が提出されております。

以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

また、農用地区域内農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

審議番号 2 番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地の『その他の農地』に区分されます。

なお、手続きを経ずに駐車場及び倉庫を整備し利用していたことにより、

今回、追認での申請となったもので始末書が提出されております。
以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第17号「農地法第4条許可申請に対する許可について」は、審議番号2番については申請どおり許可することとし、審議番号1番については許可相当で県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第17号については、審議番号2番については申請どおり許可することとし、審議番号1番については許可相当で県農業会議へ意見聴取することに決定いたします。

議長 次に、資料47の日程第8 議案第18号「農地法第5条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。松村委員をお願いします。

16番委員 報告いたします。

48の審議番号1番です。関連資料は51から56になります。

借人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇番ほか1筆の山林（現況畑）の計2,412㎡のうち0.99㎡で〇〇自治会南側に位置します。

申請人は、鹿児島市に本店を置く〇〇事業を営む法人の代表個人であり、農地の有効活用及び経営の安定を図るために、〇〇栽培の農地の上部空間に〇〇太陽光発電施設〇基を、前回の一時転用から継続して一時転用申請するものです。

〇〇太陽光発電施設とは、55にありますが通り、支柱は〇基につき〇本で、〇〇〇〇になります。

申請地の北側は畑に、東側は山林に、南側・西側は市道に接しています。農地として現状のまま利用するので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は地下浸透及び自然流下で排水路へ放流し、日照・通風等については、発電施設の高さを加減し、緩衝地を設けるので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、審議番号2番から5番まで宮原委員をお願いします。

19 番委員

報告いたします。

48 号の審議番号 2 番です。関連資料は 57 号から 61 号になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、熊本市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番 田の 33 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇業等を営んでいる法人の代表個人です。

申請地を会社の従業員駐車場入口部分として利用しようとするものです。36 号の審議番号 2 番にあります 4 条の申請地である、〇〇番と合わせて、駐車場として一体利用するものです。

申請地の北側は市道に、西側は雑種地に、東側は里道に、南側は雑種地に接しています。現状のまま利用し、雨水は自然流下で道路側溝へ放流します。日照・通風等については、駐車場として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、49 号の審議番号 3 番です。関連資料は 62 号から 65 号になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、同じく知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番 畑の 727 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で農業を営む農家であり、居住する家が老朽化しているため、申請地に住宅を建築するものです。

申請地の北側は用悪水路に、西側は宅地に、南側は農道に、東側は畑に接しています。0.3m 程度の盛土を行いますが、よう壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は公共下水道へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、49 号の審議番号 4 番です。関連資料は 66 号から 70 号になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、奈良県〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番 畑の 992 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の申請地近くで〇〇を営む個人で、貸店舗を借り受けて経営をしていましたが、駐車場や設備機材置場が狭いため、申請地に〇〇の店舗・事務所を新築しようとするものです。

申請地の北側・西側は学校用地に、南側は畑及び宅地に、東側は県道に接しています。0.15m 程度の切土を行いますが、よう壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を

介して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、50 ㊦の審議番号 5 番です。関連資料は 71 ㊦から 75 ㊦になります。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇です。譲渡人は、三重県〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番ほか 2 筆 畑の計 794 m²で〇〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、県内で〇〇を営む法人で、事業計画の一環として、南薩地域の中心地である申請地を拠点として、〇〇などを扱う店舗・事務所を建築しようとするものです。

申請地の北側は市道に、西側は畑に、南側は宅地に、東側は県道に接しています。0.3m 程度の盛土を行うがよう壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
3 番委員

次に、月野委員お願いします。

報告いたします。

50 ㊦の審議番号 6 番です。関連資料は 76 ㊦から 80 ㊦になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番 ほか 1 筆の田と畑、計 1,323 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内に居住する個人で、将来の〇〇とするため、申請地に植林を行うものです。

申請地の北側、東側は山林に、西側、南側は雑種地及び宅地に接しています。現状の状態に植林するもので、雨水は自然流下させ、日照・通風等については、高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

使用貸借権の審議番号 1 番の農地区分としては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地である

ことから、第1種農地と判断されます。今回、〇〇太陽光発電としての一時的な利用に供するため、第1種農地の不許可の例外である「一時転用」に区分されます。

申請地は、令和〇年〇月〇日付け、農地法第5条で〇〇太陽光発電施設として3年間の一時転用許可を受けた農地です。令和〇年〇月〇日で一時転用許可期間が満了していますが、期間内での更新手続きがなされず、追認として再度一時転用許可を受けようとするものです。

〇〇太陽光発電に関する許可の条件として、農地法の処理基準及び運用通知の定めによる通常の判断のほか、下部の農地における営農の適切な継続が確実に認められることが必要であり、営農が行われない場合や下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合、下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合等に該当する場合は、営農の適切な継続が確保されていないと判断するものとなっていますが、本申請書類の報告書及び報告書の中にある知見を有する方への聞き取りにおいて、営農の適切な継続が確保されていることを確認しております。

転用面積は必要最小限であり、支柱の構造やパネルの高さなど設備の内容についても営農に支障はなく、これまでの実績等から営農の適切な継続は確実にあり問題はないと判断いたしました。

なお、営農者が市の認定農業者に該当することから、ガイドラインの規定により、一時転用期間は10年となっております。

また、第1種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして、所有権移転の審議番号2番、3番、6番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

続きまして、所有権移転の審議番号4番、5番の農地区分としては、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断され、申請地の西側の隣接地から集落が広がっていることから、第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

また、第1種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

18番委員 50番審議番号6番の資料で杉とかでなく、79番に書いてある植林予定は楓でしょうか。

農地係長 転用目的は山林ですが、植林予定は 79 ㉔にあります楓を予定しているとのこと
であります。

18 番委員 将来の〇〇の為に記載してありますが。

農地係長 改めて確認して報告したいと思います。楓と記載していますが、杉と認識して表
現記載したところです。

18 番委員 聞きたかったところは、隣が宅地であるため、杉であれば高くなって影響がある
と思っただけの確認です。

農地係長 79 ㉔の資料で植林の部分と南側の宅地は、同一人ではありますが、家への影響も
ありますので確認したいと思います。

議 長 他にはございませんか。

17 番委員 49 ㉔審議番号 3 番ですが、63 ㉔の地図によると市役所建設予定地の近くですが、
転用の許可要件として第 2 種農地のその他の農地になっていますが、建設途中であ
る前提でよろしいでしょうか。

農地係長 市役所の 500m 以内の土地であれば第 3 種農地の区分と言うことでしょうか。
手元のラミネート（農地転用の許可基準早見表）で第 3 種農地の都市的環境整備
農地の水道、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている部分は該当し
ているところですが、復員 4 m 以上の道路等で設置している道路が農道だったこと
から、第 3 種農地には該当しないと確認を行い第 2 種農地として判断した。

議 長 よろしいでしょうか。

委員 他にはないでしょうか。

委員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 18 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」は、審議番
号 2 番、3 番、6 番については申請どおり許可することとし、審議番号 1
番、4 番、5 番については許可相当で県農業会議へ意見聴取することに御
異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第 18 号については、審議番号 2 番、3 番、6 番については申
請どおり許可することとし、審議番号 1 番、4 番、5 番については許可相当
で県農業会議へ意見聴取することに決定いたします。

議 長 次に、資料 81 ㉔の日程第 9 議案第 19 号「旧農業経営基盤強化促進法
の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題とい
たします。
事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。
83 ㉔をご覧ください。「所有権移転 10 件」です。
譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は同じく颯娃町〇〇の〇〇
〇〇さん外です。

設定面積は、田 4 筆 3,063 m²、畑 26 筆 22,511 m²の合計 30 筆 25,574 m²です。

10 a 当たりの取引価格の平均としましては、田は 50 千円、畑が 250 千円で行いました。地域別では、穎娃地域 7 件、知覧地域 1 件、川辺地域 2 件です。

続きまして、86 筆からの「賃貸借利用権の設定 120 件」です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。

設定面積は、田 17 筆 26,971 m²、畑 155 筆 222,742 m²、山林（現況畑）1 筆 741 m²の合計 184 筆 250,454 m²で、穎娃地域 41 件、知覧地域 52 件、川辺地域 27 件となっております。

続きまして、98 筆からの「使用貸借利用権の設定 30 件」です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇 外です。

設定面積は、田 17 筆 12,203 m²、畑 45 筆 67,166 m²、山林（現況畑）5 筆 16,116 m²、雑種地（現況畑）1 筆 215 m²の合計 68 筆 95,700 m²で、穎娃地域 9 件、知覧地域 8 件、川辺地域 13 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権のうち〇〇委員が 1 番から 13 番まで、〇〇委員が 88 番、〇〇委員が 94 番から 95 番、〇〇委員が 118 番、使用貸借権について〇〇委員が 2 番から 6 番、〇〇委員が 30 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第 19 号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 19 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審

議を行います。

関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。

御異議ございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり

それでは、関係委員の退室を求めます。

(退室)

議長
委員
議長

これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第19号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり
適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第19号のうち、議事参与の制限に該当する案件については
申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可
いたします。

(入室)

議長

関係委員に報告いたします。

議案第19号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請ど
おり適当意見とすることに決定されました。

議長

次に、資料104の日程第10 議案第20号「農地中間管理事業に係る農
用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。
事務局に提案説明を求めます。

農地係長

資料は105になります。

今回の契約開始は令和7年6月1日開始分となっております。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、同
じく穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。

設定面積は、全て畑228筆251,227㎡で、穎娃地域104件、知覧地域109
件、川辺地域15件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養
畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に
利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が
得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長

只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、〇〇委員
が27番から28番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者
のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので採決いたします。
議案第 20 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり
委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 20 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない
議長 引き続き、議案第 20 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審
議を行います。
それでは、〇〇委員の退室を求めます。
(退 室)
議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。
委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 20 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請ど
委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 20 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については
申請どおり
議長 〇〇委員に報告いたします。
議案第 20 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請ど
議長 次に、資料 115 頁の日程第 11 議案第 21 号「非農地証明願について」を議題
3 番委員 報告いたします。
116 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 117 頁から 120 頁になります。
申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。
申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇番の畑ほか 2 筆の 1,774 m²で〇〇
自治会北側に位置します。
申請地に昭和 20 年頃、申請人の父が杉を植林したとのことで、現在は
杉が生い茂っている状況です。農地への復元は著しく困難であり、今後も
農地として利用する見込みはないと判断しました。
以上で報告を終わります。
議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

委員 質問、御意見はございませんか。

議長 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議長 議案第21号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって議案第21号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議長 次に、本日別冊で追加議案の提出がありました、議案第22号「令和7年度最適化活動の目標設定等の承認について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農政係長 資料は、追加議案書2頁からになります。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進と言った農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。また毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、法第37条の規定により、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告することになっております。

本日は、令和7年度の活動目標設定(案)につきまして、御承認を頂きたいものでありますが、資料作成日と3月末日で数字が動く部分があります。

変更のある個所は、農業委員会の状況の2の経営体数、3頁の1(1)①のこれまでの集積面積であります。その外は変更がない予定です。

令和7年度について説明いたします。

Ⅱの最適化活動の目標ですが、1成果目標として(1)農地の集積の②の目標では新規集積面積を96.4ヘクタール、(2)遊休農地の解消の①の現状及び課題の数字は令和6年度の遊休農地の状況調査に基づくものです。

②のアの目標では令和3年度に判明した緑区分の遊休農地22.3haを5年間で毎年度1/5の解消を目標とし4.5ヘクタール、イの前年度の新規発生分については当該年度にその全てを解消することを目標としております。

4頁の(3)新規参入の促進の②の目標では令和3年度から令和5年度までの各年度の権利移動面積の平均の1割以上の43.8ヘクタールをあっせん

申出に係る新規参入者への貸付等にかかる同意を得る目標としています。

次に2の活動目標ですが、(1)活動日数、1人当たり月10日を目標としております。(2)強化月間は3月を目標、(3)新規参入相談会への参加目標回数を1回としております。

以上で説明を終わりますが、内容について県から修正依頼があった場合は、修正後のものを公表させていただきますので、あらかじめ御了承下さい。

以上で説明を終わります

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第22号「令和7年度最適化活動の目標の設定等の承認について」は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。

よって議案第22号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長 次に同じく追加議案第23号「事務局職員の任命について」を議題とします。
事務局長の説明を求めます。

事務局長 説明します。
(省略)

以上で説明を終わります。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がございませんので採決いたします。

議案第23号「事務局職員の任命について」は、原案どおり承認することに御異議ございませんか

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。

よって議案第23号については、原案どおり承認することに決定いたしました。
これについては、4月1日の発令となります。

議長 資料は戻っていただきまして、資料121の日程第12 「令和7年度農業委員会予算について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

農政係長 資料はございませんが、先日の3月議会本会議で承認いただきました農業委員会の令和7年度当初予算について、予算額については若干の減少がありますが、これは交付金が減少する見込みになります。事業内容についての変更はありませんので、主要事業に係る概要をご説明申し上げます。

委員の報酬・費用弁償については、令和6年度同様の取り扱いであります。「農業委員会だより」につきましては、年2回の発行を計画しておりますので、皆様からの情報を頂き内容を充実していきたいと考えます。

先進地研修や各種研修への参加につきまして情報提供を行いますので、積極的な参加をお願いいたします。

農業者年金の推進に係る加入推進謝金も計上しております。

遊休農地等活用条件整備事業費は、予算額 1,000 千円でございます。認定農業者等が遊休農地を解消し、売買又は利用権設定して耕作するための経費の一部を支援するもので、事業補助金として、10 アール当たりの事業費限度額を 10 万円とし、その3分の1以内を補助するもので、約 3 ha 分を計上しております。

本年度の実績としましては、3件7筆 10,167 m²で 321,000 円の実績であります。

情報提供としまして、農政課で担当しています茶園抜根のための荒廃農地解消事業補助金の令和6年度の事業実績、令和7年度の予算措置状況、周知方法等を説明。

又、市の農政に係る補助事業の説明は、4月以降の推進委員のいる偶数月に説明したいと思っております。

又、令和7年度より農地バンク事務を行うための農地中間管理事業費についても計上しております。

以上で説明を終わります。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり
議 長 質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思っております。

議 長 次に、日程第13「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。

11番委員 鳥獣被害でヒヨドリの被害が多いですが、農業委員会等で対策は出来ないものか。
局 長 鳥獣被害対策については、農政課で予算対策をしていますので、場所、状況等を農業委員会に出して頂ければ、事務局から農政課に繋いでいきたいと思っております。

議 長 他にありますか。

委 員 「なし」の声あり
議 長 ないようでございますが、事務局は何かありませんか。

事務局長 今後の日程について連絡

農政係長 「令和7年度農業後継者育成確保対策事業に係る新規就農者の調査」の協力について依頼

農地係長 情報提供として「農地の賃借契約の満了に伴う再契約の手続きのお知ら

せ」の内容周知

議長 その他にありますか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和7年第3回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉会 午後3時40分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 9番 _____

会議録署名委員 11番 _____